

鳥取県漁業調整規則・東郷湖漁業協同組合の遊漁規則の一部抜粋

※内水面全体に関する事項も含む。

全長等の制限 〈調整規則第36条〉

| 水産動物 | 採捕してはならない大きさ |
|--|---------------|
| うなぎ | 全長30センチメートル以下 |
| ※内水面において、あまご(さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)、いwana、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ(さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。 | |

禁止区域等 〈調整規則第40条、遊漁規則*〉

| 水産動植物 | 禁止期間 | 禁止区域 |
|---------------------------|--------------------------------|----------|
| こい(全長15センチメートル以下のものに限る。) | 1月1日から12月31日まで | 内水面 |
| こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。) | 5月15日から7月15日まで | 湖山池及び東郷池 |
| ふな | 5月15日から7月15日まで (*5/1~10/31) | 湖山池及び東郷池 |
| *わかさぎ | 5月1日から9月30日まで | 東郷池 |
| *しらうお | 5月1日から10月31日まで | 東郷池 |

再放流の禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

| 対象魚種 | 禁止内容等 |
|---|--|
| ブラックバス類(オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギル | 鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などでブラックバス等の外来魚の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止 [指示開始の日:平成24年11月1日] |

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第37条〉

| 内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法 | |
|--|--|
| 水中に電流を通じてする漁法 | |
| 潜水器(簡易潜水器を含む。) | |
| 水中において照明を利用してする漁法 | |
| びんづけ漁法 | |
| 瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。) | |
| ふなや(岸辺その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。) | |
| 鵜(う)使い(鵜を利用して採捕する漁法をいう。) | |
| 鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。) | |
| はねかわ | (木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。) |
| あゆなぐり | (竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。) |
| いたちがわ | (いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。) |
| 上り瀬又は下り瀬 | (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。) |

さお釣、手釣、たも網、徒手採捕以外の方法で、★(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき)を採捕して〈遊漁規則〉はならない。また、以下の漁具・漁法の併用を禁止する。

| 禁止する漁具又は漁法 | 区域 | ★の水産動物を採捕してはならない範囲等 |
|------------|-----|-----------------------|
| 引懸 | 東郷池 | さお釣による場合 |
| 船、いかだ等 | 東郷池 | さお釣、手釣、たも網及び徒手採捕による場合 |

【規則等に関するお問合せ先】

【東郷湖漁業協同組合】

鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津123-20
☎ 0858-35-2025

【鳥取県農林水産部水産振興局水産課】

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
☎ 0857-26-7339